

広報紙デザイン制作等業務委託 仕様書

1. 委託業務

(1) 広報よっかいちデザイン制作業務

- ・「広報よっかいち」(令和6年5月上旬号～令和9年4月上旬号)の特集ページ(月上旬のみ)のデザイン制作および広報よっかいちロゴデザインの制作。
- ・月1回程度の市との打ち合わせをふまえたレイアウト、デザイン、イラストやグラフの作成、イメージ写真の提供、版下作成、校正(3回以上)、進行管理などデザイン制作にかかる一切の業務。なお、文章部分の文字データ、グラフデータ、取材時の写真データは市から提供する。
- ・月上旬のコーナーのロゴデザインを依頼することがある。

(2) 市内写真撮影業務(カメラマンによる写真撮影)

- ・広報よっかいち月上旬の表紙等で使用する、市内の風景や行事、人物等の写真や広報よっかいちや市ホームページ、市の広報用資料等に随時掲載する市内の風景や行事、人物等の写真(1カ月あたり4箇所程度)

2. 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3. 仕様

(1) 広報よっかいちデザイン制作業務

① ページ数

特集ページ: 4色刷り。1号あたり、概ね8～10ページ

例: 6ページ特集を1件と、1ページ特集を2件

年間96～104ページ程度

② フォーマット

15級15字3段組もしくは23字2段、横書きを基本とする

ユニバーサルデザインフォントを使用する

③ その他

写真やイラストなどを多用し、明るくビジュアルな紙面づくりに努める

(2) 市内写真撮影業務

① 留意点

市と写真アングルなど打ち合わせを行い、見た人の印象に残る写真を撮影すること。撮影する場所等は市が各月ごとに指定する。

提出された成果品についての著作権は市に無償で譲渡されるものとし、市はそれを自由に使用することができるものとする。

風景等に人が写りこむ場合、明らかに特定できるように写す場合は、当該人に撮影趣旨と今後の使用について説明し了承を得ること。また、それが不可能な場合は、人物が特定できないように配慮すること。

② 撮影者の資格・要件

撮影者は、写真撮影に関する豊かな知識と技術を有し、職業として5年以上の経歴を持つことを原則とする。

③ 撮影業務

成果品は、撮影日時、場所などを記録し、成果品のデータと突き合わせができるようにして提出すること。撮影に用いるカメラ等の機材は、受託者側で用意し、撮影にかかる交通手段は、受託者側で手配すること。

4. 成果品の納品

(1) 広報よっかいちデザイン制作業務

指定する日までに、版下完全原稿データをメールなどにより、所定の印刷事業者に出稿する。

(2) 市内写真撮影業務

- ・ 広報よっかいち上旬号で使用する写真は、掲載月前月の5日までに市に提出する。
- ・ 広報よっかいち等に随時掲載する写真は、毎月末までに市に提出する。
- ・ CD-R等の電子媒体で納品すること。
- ・ jpeg等の形式で二次使用が可能なものとする。
- ・ 広報よっかいちや、ホームページ、市紹介パンフレット、ポスター等に使用することを目的とするため、A4サイズ（ただし、ポスターの場合はA1サイズ程度）に引き伸ばして鑑賞に耐えうる解像度であること。

5. 履行報告

所定の印刷事業者への出稿が完了した後に、「出稿完了届」（指定の印刷事業者の確認印があるもの）を市に提出すること。

6. 契約方法

単価契約とする。

- ・ 広報よっかいちデザイン制作業務（1ページあたり）
- ・ 市内写真撮影業務A（終日行事など：概ね終日）
- ・ 市内写真撮影業務B（市内行事など：半日程度）
- ・ 市内写真撮影業務C（市内風景など：2時間程度）

7. 委託料の支払い方法

部分払い（35回以内）及び完了払い

8. その他

上記以外に生じた疑義等は、その都度、市と受託者で協議するものとする。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたとき、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。